主 文本件各控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

本件各控訴の趣意は、検察官菊池健一郎及び弁護人中沢守正同フランクリン、ウオーレンの各控訴趣意書に夫々記載するとおりであるから、ここにこれを引用するが、これに対し当裁判所は次ぎのように判断する。

中沢、ウオーレン両弁護人の法令違背の各論旨について。

所論はまず第一に本件公訴のうち幇助については訴因の将定を欠き不適法であるというのであるが、本件起訴状における被告人の関税法違反の幇助の事実に関しては、一個の幇助行為を形成している個々の行為のうちの主要な行為につき、日時、場所を特定し具体的に記載されているから、起訴状における訴因の記載としてはこの程度で何等欠くところなきものというべく、またもとより所論の如く犯罪の実体のないものでないことは言を俟たない。論旨はとうてい採用できない。

所論は第二に原判決の第一事実については訴因の追加ないし変更の手続をへないで、本件公訴の訴因と異る事実を認定したというのであつて、なるほど原判決には起訴状に記載のない所論のような判示事実の記載があることは明であるが、原判決は本件公訴の訴因の同一性を失わない範囲内において、起訴状に比してやや詳細な事実を認定しているに過ぎないから、所論の如く訴因の追加、変更の手続を経る必要のないことは疑をいれない。論旨も採用できない。

所論の第三は要するに、原判決はAとB両名の大蔵事務官及び検察官に対する各供述調書を証拠として引用しているが、駐留軍の協力によびは石器は正拠をして出廷力をある。記録によれば原審検察官は正名供述調書を可能なる以上、右両名の記録によれば原審検察官は古各供述調書をある。記録によれば原審検察官は古各供述調書をから、である。記録によれば同意しなが、被〈/要旨〉告人はこれに同意しなかである、同審は第三回公判において検察官の右申請を却下したところ、右両名の言に右AとBの両名を証人として申請したので原審はこれを採用証人の喚問を同ちに右AとBの両名を証人として申请したので原審は、駐留軍に記入の喚問を定にが表示のとした。であるによりであるに接したのであるにとはでの方面とはでの方面をであるによりである。第三号にいわゆる供述者が国外にいるため、判別日において供述することが明である。

したがつて石各供述調書は前記第三百二十一条第一項第二、第三号の他の要件と相まつて証拠能力を有するものといえる。いかにも日米安全保障条約第三条に基く行政協定第十七条第九項の(c)によると被告人は自己に不利益な証人と対決する権利を有し、同じくその(d)によれば証人を強制手続によつて求める権利を有していることは所論のとおりであるが、右の条項はわが憲法第三十七条第二項と同じの規定と解すべきであつて、憲法の右条項が被告人に証人尋問の機会を求めうる国家に対する受益権を認めたものであつて、刑事訴訟手続において証人尋問に直接審理主義を採用すべきことを規定したものでないことは疑がないから、原審が前叙の如く、外国に帰還した証人の採用決定を取消し、その者の前記検察官などに対する供述調書に証拠能力を認めても日米行政協定の右条項の趣旨に違背するものではないといわねばならぬ。

弁護人両名の控訴趣意中事実誤認の論旨について

 つたことにしてその名義を変更し、その手数料として金百ドルを被告人に支払つていることが認められる。さらに被告人は原判示第二の事実につき、この取引に全く関与していないと弁明しているが、被告人はAの依頼の下に、自ら電話でD、E等を守山基地に呼びよせ、Aの原判示Fを示して三千五百ドルで買わないかと同人等にすすめ、なおその際、Aには内密で二百ドルの世話料を貰い度いと申入れていることが明であつて、被告人の本件犯行におけるこのような積極的な行動などからいつて、被告人は売主たるAと共同正犯の関係にあるものというべく、これと同趣旨にいでた原認定は相当である。

論旨は要するに、証拠の価値判断について独自の見解にたち、原審の適法になした事実認定を論難するものであつて採用しがたい。

検察官の量刑不当の論旨について。

記録を精査し原判決挙示の証拠その他原裁判所が取調べたすべての証拠の内容を具さに検討し、当審における事実取調の結果を加味参酌すると、本件犯行の動機、態様、被告人の経歴素行、その他諸般の情状に鑑みれば所論の各事情を参酌しても被告人に対する原審の量刑が不当であつて、いまただちにこれを変更しなければならぬとするほどの事由を認め得ないから論旨は採用しがたい。

よつて本件各控訴はいずれもその理由がないので刑事訴訟法第三百九十六条に則り之を棄却すべく、当審における訴訟費用は同法第百八十一条第一項本文を適用して被告人に之を負担させることとし主文の通り判決する。

(裁判長判事 小林登一 判事 中浜辰男 判事 成田薫)